

# 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（176）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2021年10月15日号)

小田中 聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(2018年8月に生じた諸問題の3回目です。「原発問題」を取り上げます。次号から2018年9月に生じた諸問題に入ります。)

## 第5章 原発問題

### 1 島根原発再稼働問題

(1) ①②2018年8月10日、中国電力は、島根3号機（中国電力が建設中の新設原発）の稼働を原子力規制委員会に申請した。県はこれに同意した（8月11日朝日新聞・赤旗）。

この3号機は、2011年3月に事故を起こした福島第1原発と同じく沸騰水型（BWR）の改良型であり、東日本大震災前にはほぼ完成し、2019年4月～9月には工事終了予定（前掲朝日）（なお、中国電力は、島根2号機の再稼働への審査も申請している）。

③中国電力が稼働に執着するのは「電力の自由化で競争が激しい」ことが背景にあり、「経営の安定、競争力の強化に原発は非常に有効な電源」（清水中国電力社長）だからである（前掲朝日）。

④⑤この動きに対し、地元から次のような抗議と批判の声が上がっているのは当然である（8月12日赤旗）。

島根大学名誉教授の島根原発・エネルギー問題県民連絡会（エネ連）の保母事務局長の談話

“このような事態になったのは、住民の意見も聞かず、国のいいなりの姿勢をとってきた県や立地自治体・松江市や周辺自治体が地方自治の精神を欠いていることによるものだ。地方自治を再建することが原発問題を語るうえで重要だと明確になった。この意味でも原発問題はこれからが本番だといえる。

「エネ連」では、科学的に原発問題を検討できる専門家から成る委員会の設置を提案してきた。県や市の安全対策協議会など現行の審査体制では、住民の意見をすべて汲み取ることもできず、科学的な判断もできない。”

⑥この保母談話で指摘されている原発立地自治体の果たすべき役割（同意権）の重要性は、全国に共通の問題である（例えば新潟、宮城など）。

このことについては、他日取り上げたい。

### 2 原賠制度見直しの動き

(1) ①②2018年8月6日、原子力損害賠償制度見直しの報告書（最終案）が

政府の専門委でまとめられた（8月21日赤旗）。

⑥原賠法（原子力損害の賠償に関する法律）は、1961年に成立・施行された。この法律の要点は次の通りである（2019年1月14日朝日新聞）。

原子力損害賠償法の要点

<目的>被害者の保護を図り、原子力事業の健全な発達に資する。

・原子力事業者は過失の有無に関わらず、無制限に賠償責任を負う。

・「異常に巨大な天災地変」「社会的動乱」の場合は、賠償義務を免責する（国が被災者救助に必要な措置を取る）。

・民間保険や政府補償で原発ごとに備える上限額は1200億円。

・（1200億円を超えた場合）政府が電力会社を「救助」し、原子力損害賠償支援機構法に基づき原子力損害賠償・廃炉等支援機構が支援する。

②つまり原賠法は、事故の賠償責任を電力会社（東電）に無限に負わせる一方で、民間保険と政府補償の契約を義務づけ、1原発当り最大1200億円を賠償措置額として準備させる。

そして国が電力会社（東電）に金を貸し、その額を電気料金や税金として国民に転嫁する仕組みである（1月14日朝日）。

⑥この仕組みへの批判が強く、政府（原子力委員会専門部会）は2015年から原賠法改定の論議を始め、2018年8月6日報告書の最終案をまとめた（政府は、同年秋の臨時国会に原賠法改定案を提出する方針）（8月7日河北新報・同月14日朝日新聞）。

（2）この最終案の問題点は何か。

本間青山学院大学名誉教授の「原賠制度見直し最終案を読む」（2018年8月21日～同月23日赤旗）に学ぶこととし、この論稿の要約を記す。

①原賠制度は、事故を起こした電力会社に過失・無過失の有無に拘らず、賠償責任があるとするのが原則で、迅速・確実な被害者保護のために、「損害賠償措置額」（現在1200億円）を設定して、電力会社に義務づけた。これは、電力会社と保険会社との間の責任保険か又は電力会社と政府との間の補償契約かで補償する仕組みとなっている。

②ところが最終案には「賠償措置額」の記述がなく、2010年（福島原発事故の1年前）に1200億円としたのをそのまま押し通すという、信じ難い案である。

③その理由につき、事故後につくられた「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」で必要な資金確保ができるように措置が講じられているし、電力業界にとって予見可能性が低いとか、民間の保険市場の引き受け能力が厳しい、と説明されている。

事業者の予見可能性とは、事業者負担の予見可能性のこと。賠償負担を限定して、経営の心配なく原発を稼働させたいということなのだ。電力業界は掛け金の負担の増額はできないとし、保険業界は補償額の引き上げはできないと主張した。自分たちの負担できないものを被害者と国民に回し、賠償措置額は引き上げない。最終案は、業界のこのような意向、つまり加害者側の意向を政府が汲んだものだ。

④専門部会のメンバーは、電力会社などの業界代表、その関係者で構成されており、電力会社の賠償責任を限定する議論から出発し、「国策」の名で国民負担の無限定化、被害者の受忍、電力保険業界の責任回避・負担回避の論議に終始したのだ。

⑤原賠制度では、賠償措置額を超える部分は「国の援助」となっているが、どういう援助をするかははっきりしていない。

⑥「有限責任」が明文化されなかったのは、審議内容が加害者保護だという批判を抑えるのが難しくなり、形だけはいま迄の無限責任のままにし中身をなし崩しに「有限化」すると対応を変えたということだ。すなわち、実質的に事業者の賠償責任を押えて、国すなわち国民の税金や電気料で穴埋めする方向・枠組みが政府によって作られた。

⑦このように原賠制度は、手に負えないリスクとコストを業界の外に回して、手に負えるかのような虚構をつくることでスタートした。事故は起こらない、仮に起きても原賠制度がある、賠償措置額を設定してある、1200億円を超えるような事故はまず起こらない、という虚構でやってきた。このような虚構がなければ危険な原発を動かすことができなかつたということだ。

福島事故、そして今回の専門部会の議論と見直しの最終案では、この虚構性がいつそうあからさまになってきている。

そもそもどんな賠償制度をつくっても、原発事故に対応することはできない。

### 3 プルトニウム保有の問題性

①7月31日、原子力委員会は、「プルトニウム利用の基本的な考え方」を決定した。プルトニウム保有量の上限を設け、現状の約47トンから削減する方針を明示したのである（8月12日赤旗）。そのポイントは次の通り。

— 我が国は、プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現により、現在の水準を超えることはない。

— 再処理等の計画の認可に当たっては、プルスーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う。

⑧賠償制度・保険制度は、事故に歯止めをかけることに意味がある。あるいは事故が起きても拡大させない、被害に結びつかせないことだ。原子力損害賠償制度は本来、多重防護とか避難計画などと合わせた組織的な災害対策の一環として講じられるべきもので、その観点がまったく抜け落ちた上で政府や電力会社は再稼働に走っている。とても危ういと言わざるを得ない。

(3) 以上の本間名誉教授の指摘から学んだことを感想メモとして5点記す。

①原賠制度は原発推進という「国策」実現のために設けられたものであり、被害者賠償・被害者保護を志向していないこと。

②事業者が負う賠償責任が、なし崩し的に「無限責任」から「有限責任」へと変質させられていること。

③そのギャップを穴埋めするのは、税金であり電気料金であり、その最終的ツケは国民であり消費者に転嫁されること。

④いかなる原賠制度を作っても、原発事故に対応できないこと。

⑤そうだとすれば、原発は廃止すべきであること。

— 事業者間の提携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組む。

— 研究開発に利用されるプルトニウムは、当面の使用方針が明確でない場合、その利用または処分等について全てのオプション（選択肢）を検討する。

②@日本は、原発の使用済み核燃料からプルトニウムを取り出して再利用する核燃料サイクルの利用を実現させ、プルトニウムを核燃料とする高速増殖炉もんじゅの開発と再処理工場の建設を進めつつ、使用済み核燃料の再処理を英仏に委託してプルトニウムを溜め込んできた。

現在（2018年8月）、日本は47トン超のプルトニウム（核弾頭6000発分に相当する）を保有している。

⑥プルトニウムの大量保有という異様な状態は、核燃料サイクルの政策的破綻の結果である。

同時に本問題の重要な点は、大量のプルトニウム保有が「核拡散」の危険を本質的に孕んでいることであり、核拡散防止・核廃絶の国際的潮流に逆行するものである点にある（8月1日朝日・8月23日赤旗）。

#### 4 その他の原発問題

(1) ①8月6日、福島県商工団体連合会は、東電・経産省に対し、福島事故に伴う賠償を誠実に行うよう交渉した（8月7日赤旗）。

②東電は、2015年から年間逸失利益の2倍相当額を将来分の賠償として支払い、それを上廻る分は追加分として支払うとしている。

③だが実際には、原発事故との因果関係の証明が求められ、賠償が進んでいないのが実態である。

(2) ①8月29日、東海第2原発に関し、日本原子力発電（原電）と原電周辺自治体（原電と30キロ圏内にある周辺自治体）とは、再稼働や新增設など重要事項につき「意見を述べる権利」があるとする等の協定を結ぶことに合意した（8月30日朝日新聞）。

②東海第2原発（茨城県）は1月に40年の運転期間を終えるが、20年の運転延長を目指している。首都圏唯一の老朽商業炉である。

2018年7月4日原子力規制委員会は、新規制基準に適合する、とした。

◎以上の脈絡で赤旗（前掲）が次のように主張していることは、正論だというべきであると考ええる。

“日本にとって、プルトニウム利用は外交的にも経済的にも何の利点もない。安倍政権は、高速増殖炉開発に失敗し核燃料サイクルが破綻した現実を認め、プルトニウム利用を断念し、核燃料サイクルから手を引くべきだ。何より、あらたなプルトニウムを生み出すことになる原発再稼働を断念すべきだ。”

(3) ①朝日新聞の調査によれば、「1991年以降、少なくとも北海道と全国25市町村の計26自治体で放射性廃棄物の持込みを規制したりする条例が制定され、現在（8月28日時点）では22自治体で施行されている（8月28日朝日新聞）。

②その背景には、電力事業者が、原発から出る使用済核燃料の中間貯蔵施設の候補地探しを本格化している事情がある。

経産省が適地を色分けした「科学特性マップ」を公表（2017年7月）してから、地方自治体には警戒感が広がっている（前掲朝日新聞）。

(4) ①8月30日、福島第1原発の敷地内に溜り続けている放射性物質トリチウムを含む水の処分方法を巡り、政府の原子力規制委が国民の意見を聴く初の公聴会が開かれた（8月31日河北新報）。

②14人のうち13人が、原子力規制委が「唯一の方法」とする海洋放出に反対又は慎重な意見を述べた。

原子力規制委の更田委員長がトリチウム以外にも希釈すれば海洋放出を認める考えを示していることに、発言者から「そもそもALPSなど要らないことになる」と批判が出た。

(4) 以上に述べたことは、核のゴミ処分問題、適合審査問題、賠償問題などは何れも科学技術的にも社会的にも政治的にも未解決問題であり、原発は住民の利益・利益を蔑ろにし、住民の犠牲の上に成り立つものであり人類の生存と相容れないことを示している。

(5) 右の外にも原発作業員健康リスクの問題につき、次のような警告が国連レベルでなされている(赤旗8月18日)。

国連人権理事会に各国の人権状況などを報告する特別報告書は、8月16日、東京電力福島第1原発事故の除染作業員について、十分な被ばく対策なしでの作業を強いられるなど「深刻なリスクがある」とし

## 5 教育問題

(1) ①8月17日、長野市で「みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい—教研集会全国集会」が開かれた(なお、大会は8月19日迄3日間)(8月18日赤旗)。

教職員、保護者、研究者、市民の集いである。テーマは、「憲法と子ども 権利条約がいき輝く教育と社会を確立しよう」であり、3日間で合計約4500人が参加した(主催全日本教職員組合など24団体)。

②開会全体集会では、中村実行委員会代表委員(全教委員長)が、「子どもの成長発達を保障する本来の教育へ、父母・保護者・教職員・市民の共同で変えていける」、と訴えた。

また現地実行委員会の原実行委員長(信州の教育と自治研究所長)は、「長野の教育の歴史に触れて日本の民主教育を守り貫こう」と語った。

て、「日本政府は即刻対応しなければならぬ」と警告する声明を発表した(9月に、人権理に報告書を提出)。

声明は、「作業員には、移民や難民やホームレスが含まれている情報がある」とした上で「被爆リスクについての虚偽説明や、経済的困難から危険な作業を強いられる」などの恐れがあり、「深く懸念している」と述べている。

声明はさらに、十分な経験のない下請業者が作業を受注し、人材派遣会社を介して大量の作業員を雇用していることも「労働者の権利侵害が起きやすい状況」を作り出している可能性があると指摘した。

③8月18日、特設分科会『『道徳教育』のあり方を考える』では、道徳の教科書の問題点や教育実践の交流がなされた(8月19日赤旗)。

④大東文化大の渡辺准教授が基調報告。道徳は本来、異なる他者と共に生きる術を学ぶものなのに、政府は「道徳科」で体制や権力に従順な国民をつくることを狙っている。教材の読みかえや発展など、より良いものに変える実践や他の教員と連携した手をつなぐ実践が必要だ、と指摘した。

⑤出版労連の吉田さんは、「法の順守」を押し付け、基本的人権の尊重、労働者の権利などには触れない教科書の問題点を指摘した。

⑥実行委員会は、閉会にあたり「憲法をいかに、平和を守り真実をつらぬく教育と社会を」とのアピールを発表。憲法を守り生かすのか、憲法を改悪して日本を「戦争をする国」へとつくり変えるのかが鋭く問われるなかで集いが開かれたことを強調し、憲法を生かし、平和を守り真実をつらぬく教育の確立、子どもたちのありのまま

から出発し、1人ひとりの成長・発達を保障する教育の大切さが確認された、とした

(以上で2018年8月号を終了します。次回から2018年9月に入ります。)